

平成28年度 第1回 芦屋市地域包括支援センター運営協議会 会議録

日 時	平成28年8月18日(木) 13:30~16:00
会 場	東館3階 大会議室
出席者	<p>会 長 石川 久展 副 会 長 長澤 豊 委 員 高木 佐知子・菅沼 久美子・西村 京・佐野 武・脇 朋美 内山 忠一・加納 多恵子・安宅 桂子・寺本 慎児 欠席委員 神田 信治</p> <p>地域包括支援センター 芦屋市東山手地域包括支援センター 古田 明代・船寺 恵子 芦屋市西山手地域包括支援センター 川添 昌宏・大前 香織 芦屋市精道地域包括支援センター 針山 大輔・成宮 正浩・ 田中 裕美 芦屋市潮見地域包括支援センター 小林 浩司・大島 眞由美・ 加藤 保博</p> <p>事 務 局 福祉部高齢介護課 宮本 雅代・小林 明子・嶋田 美香・井村 元泰・山本 直樹 三浦 真衣 福祉部社会福祉課 廣瀬 香 福祉部地域福祉課 細井 洋海・浅野 理恵子</p>
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
傍聴者数	3人

1 議題

- (1)平成27年度地域包括支援センターの決算及び活動状況について
- (2)平成27年度地域包括支援センターの活動目標と成果について
- (3)平成28年度地域包括支援センターの予算及び活動計画について
- (4)その他

2 資料

- 資料1 平成27年度芦屋市高齢者生活支援センター活動状況報告
 資料2 平成27年度芦屋市高齢者生活支援センター決算状況報告
 資料3 平成27年度の活動目標と成果
 資料4 平成28年度の活動計画
 資料5 平成28年度予算書
 参考資料 地域包括支援センター平成27年度自己評価 評価基準

3 審査(議)内容

上記の議題について事務局より報告,説明し,委員に意見聴取する。

開 会

1 平成27年度地域包括支援センターの決算及び活動状況について

- (1)「平成27年度芦屋市高齢者生活支援センター活動状況報告(資料1)」について,

事務局より説明。

(石川会長)

それでは協議を行いますので、何か御質問、御意見ありましたらよろしくお願ひします。

(内山委員)

今、説明いただいた中で、5ページの6権利擁護業務(1)で高齢者虐待対応件数の合計が62件となっていますが、7ページの参考資料②の平成27年度の「虐待及び疑いのある事例数」は67件と差があるのですが、それはなぜか教えていただけますか。

(事務局 井村)

こちらのほうの違いですが、まず5ページの高齢者虐待対応件数につきましては、施設内の虐待は抜いておりますので62件となっています。7ページの27年度の67件につきましては、施設内の虐待件数の5件が含まれています。

(内山委員)

なぜ施設内の虐待件数を省いているのですか。施設内は虐待と見ないということですか。

(事務局 井村)

それはまた別で認定をしています。資料5ページは、地域包括支援センターの活動状況の報告であり、施設の虐待は、この地域包括支援センターの直接の活動内容ではないため、省いています。

(石川会長)

精道高齢者生活支援センターの高齢者虐待対応件数が27年度27件に突出して上がっていますよね。これは何か理由があるのですか。過去10年間の経緯を見ても平成27年度は件数が多いですよ。多いのはこれまでの傾向とどう違うか、なぜ平成27年度だけ多いのか、高齢者の圏域別の人口で見ても、精道圏域が多いのに何か理由があるのでしょうか。

(事務局 井村)

平成22年度に55件というのが平成27年度に次いで多くなっています。そこからだんだん減少傾向になっていて、一旦落ちついていたのが、再発したものが多くなったのだと思います。平成27年度の虐待通報の受け付け方法につきまして、平成26年度は、通報を受けてからある程度情報を精査して、これは疑わしいと思われるものについて通報を受け付けていましたが、27年度は、通報をいただきましたらいったん受け付けて、そこから情報を共有していくという形にしました。通報していただいてから虐待の認定をする認定率というのがありますが、それは逆に減っているということになります。疑わしいものはまず通報を受け付けるという受付方法に変えたことにより、件数が増えていることもあるかと思ひます。

(石川会長)

何かこの数年、この1年で変わったことがあったのかということですね。件数が増えたということは受け方の問題じゃなくて連絡はきているわけです。それはこちらの意図ではなくて向こうから来るものですから、もしかしたら市民の意識が変わってきたかもしれないですし、何か違いを感じていることがありますか。

(潮見高齢者生活支援センター)

以前から、潮見、精道に関しては、虐待事件が多いという印象はあります。それは恐らく、山手圏域の生活のスタイルと私たちの圏域の生活スタイルの違いもあるかと思ひますし、通報に関する意識が変わったかということ言えば、権利擁護支援センターが例えば地域にセミナーみたいなことをしてくださっていて、そこで虐待かもしれないという事例についてお話を聞くこともありますので、徐々に理解が進んでいるという印象はあります。

(安宅委員)

資料5 ページに記載の「やむを得ない措置」というのはどういうものかお聞かせいただけますか。

(事務局 井村)

やむを得ない措置というのは、緊急的に行政の介入によって行う措置です。施設に入所するとか、一旦分離するようなどきとか、そういうときに使われるのが一般的なやむを得ない措置になります。緊急性が高いと判断される状況につきましては、生命が危ぶまれる状況が確認される、もしくは予測されるといったことや、本人や家族の人格や精神状況にゆがみを生じさせている、もしくはそのおそれがある、三つ目に虐待が恒常化しており改善の見込みが立たない、四つ目に高齢者本人が保護を求めている、といったような状況になります。

(菅沼委員)

3 ページの上から3番目の相談の内容の中に、「地域資源に関すること」とありますが、地域資源というのはどのようなものなのか教えていただけますでしょうか。

(事務局 宮本)

地域資源といいますのは、行政のサービス以外のサービス、例えばこの地域にはこういう見守りのサービスがありますよとか、あるいはこういう居場所がありますよとか、高齢者それぞれの個々の相談に応じて、その方に適切に提示できるサービスを情報提供としてあげているものです。

(菅沼委員)

(1 ページの相談件数の関連で) 相談を受ける際、住所とか氏名とかそういう個人情報 は聞き取られるのでしょうか。もし聞いた場合、それが1回目の相談だけで終わるのか、その相談が終わった後、その数を含めそのまま継続の対応となるケースもあるのでしょうか。

(精道高齢者生活支援センター)

新規相談を受けまして、情報提供をしたり、関係機関につないで相談終了ということもあります。継続相談をしていって私たちのほうで相談を受け付けて状況を確認した上で方向性をつけて、また引き継いで終了ということもあります。介護予防ケアマネジメントといいまして、高齢者生活支援センターでは介護保険要支援1, 2の方を担当していますので、そのケアマネジメントとして包括支援センターのケアマネジャーに引き継いだりということもありますので、継続することがあるかと思えます。新規のケース対応後も継続して対応するケースも相当あるというように捉えていただければと思います。

(石川会長)

1 ページの相談件数が減っていますが、高齢者の数は増えていますし、要介護認定、それから要支援の方は増えていると思うんですね。それなのになぜ相談件数が減ったのかという点は、市として、あるいは各センターとしてどう理解しているのでしょうか。新規が1, 112件から988件ということは1割以上も減っていますよね。何か理由があるのでしょうか。

(事務局 宮本)

細かい分析はできていませんが、芦屋市の特徴としては、まず新規の相談は行政で受けることが多いです。それで行政から地域包括支援センターにつながるのですが、新規は、行政につながる部分が多いので、地域包括支援センターの相談件数は減っているのかなという推測はしています。継続について減っているというのは、継続の案件が一定落ちついて、地域の中でうまく動いているという推測もしています。もし各地域包括支援センターのほうで、何か原因分析等でご発言があればお願いします。

(西山手高齢者生活支援センター)

西山手高齢者生活支援センターもかなり相談件数が減っているかと思いますが、西山手高齢者生活支援センターは山の中腹にありますので、新規申請においてはなかなか来所が難しいのと、市役所に行くバスの便があるので市役所での申請が増えていて、市役所で申請をされて要支援の認定を受けた方が増えたのと昨年、その前ぐらいから市役所申請が増えて要支援認定を受けましたという電話がかなり増えているので、申請される人の意識の違いによるものかなと思います。まずは要介護認定の申請をしたいという方が本当に多いと思います。相談する方の意向も変わってきているのかなと思っています。

それで継続についても減ってはいるのですが、波がその年その年にあって、増える、減るといのがなかなか分析できない部分もあるように思います。

(石川会長)

要因はなかなか読めないとしても、やはりしっかりと把握しておく必要があると思います。前年度のデータだけでは何とも言えないというところがあるので、もし可能であるならば、7ページ、8ページには10年単位でデータが記載されています。簡単な棒グラフにできれば、見た目にわかりますのでもう少し細かいことが言えると思います。もう少し経年変化が見られるような表にしてもらおうと、利用するとき参考になるかなと思います。

(西山手高齢者生活支援センター)

近隣にサービス付高齢者住宅ができて、認定をとってしまうと費用がかさむということと、市外の施設に入られるという方も、西山手圏域に限っては、増えているというのが実感です。

(石川会長)

来年度から総合事業が始まって、地域包括支援センターも含めて大きく相談が変わってくる予測が立つので、相談の内容を決めることはできないと思います。来年の課題は変わる可能性があると思っておいたほうが良いということですね。

これで活動状況について了解を得たということで、次の議題に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは次に、平成27年度の決算について、事務局より報告、説明をお願いします。

(2)「平成27年度芦屋市高齢者生活支援センター決算状況報告(資料2)」について、事務局より説明。

(石川会長)

介護報酬の赤字は、どういう形で補てんされているのですか。

(西山手高齢者生活支援センター)

地域包括支援センター内での補填というのは、事業所での他の事業運営で出た利益でカバーするという形になるかと思っています。

(東山手支援センター)

母体の法人がありますので、ほとんどそちらで補填しているのだと思います。

(精道高齢者生活支援センター)

母体法人の収益でカバーしています。

(潮見高齢者生活支援センター)

他の地域包括支援センターと同じで、各法人内での事業の収益分をこちらに回しているということになります。

(石川会長)

介護のほうについては、ケアプランは赤字ということですが、なぜ赤字になるのですか。
(事務局 宮本)

それなりの介護報酬を得ることはできても、それに割く人件費の量というのは、かなりの膨大なものだと思いますので、それぞれのところが赤字を出しながら、それでもベ-

スになる介護予防ケアマネジメントという部分で、それぞれの地域包括支援センターが精力的にやっただけの結果だと思えます。

(石川会長)

①, ③, ④の市からの委託料については、余ったら市に返還、予防ケアプラン作成については赤字ということについては若干疑問に思いますが、仕方ないという面もありますよね。地域包括支援センターのこれからの重要性を考えると、赤字であっていいのかと正直思うわけです。

総合事業が入ってくると、収入が余り見込めないというふうになってきますよね。そうすると根本的に地域包括支援センターはどうやって生き残るのかということを実際に考えていかないとだめな時期になってきているので、母体があるからという問題じゃないと思うんですね。それぞれの事業所がきちんと運営できるような形でやっていかないと、なかなか難しい。仕事は非常に重いのに、それをバックアップするような資金がないとなると大きな問題だと思わざるを得ないので、そこが今後の課題かなと思います。

(事務局 宮本)

芦屋市では、介護保険の予防給付の部分と、包括的支援事業とでは、きちんと切り分けて、職員も原則クロスしないようにという部分は、ずっと運営の中で見てきていました。

ある部分は赤字であるということは把握していますが、法人自身が非常に安定しており、しっかりした法人が今まで運営されていますので、特に今までは問題にはなっていなかったということもございます。また今後、総合事業が始まったときに、ケアマネジメントについてどれぐらいの報酬になるのか、あるいは委託料はどうなるのかということは、研究してまいります。

(石川会長)

逆に言うと、母体がしっかりした法人でないと運営できないということですね。

(事務局 宮本)

そうなります。

(石川会長)

そういうことになってしまうというのは、それはそれでいいのかなと思います。委託事業でもきちんと経営ができるような財源がないと受託できないということですが、地域包括ケアは非常に重要な国の事業です。競争も必要だと思いますし、いろんな事業所も参加できるように、市民にとっても公平、明確な形でわかるようなものを、オープンにしていく必要があると思いますね。

(内山委員)

収入の①③④の説明は次のページに載っていますということを先ほど言われました。本来的にはが1枚目の表が最初の表です。①③④のかわりに「基本事業運営費委託料」、「介護予防事業費」、「認知症地域支援推進員等配置事業費」と、具体的な文言を書いているほうがよいと思います。

(事務局 小林)

改善いたします。

(佐野委員)

各地域包括支援センターの決算内容を見させてもらっていて、考え方が随分違うんだなと思っていました。例えば、健康診断の費用は精道高齢者生活支援センターがゼロでほかは上がっている。施設賃貸料も、潮見高齢者生活支援センターだけゼロ円。水道光熱費も精道だけゼロ円。

賃貸料って結構大きいと思います。委託料については余ったら返すということを考えると、法人が自主的に施設費用は持つということになっているのでしょうか。このように計上されるのであれば比較ができないと思います。全然内容の扱いが違いますが、こういう

ものという理解でよろしいでしょうか。

(寺本委員)

各地域包括支援センターの赤字補填は、法人本体の方でされているというお話もありましたが、そもそも現場の職員にそれを聞くのは大変酷な話だというふうに認識をしています。各法人によってその会計の取り扱いが違うというのがございました。健康診断につきましても、法人本体が持つけれども、包括の事業ではそれは反映させないという法人もあれば、全体の事業の中で按分をしていくという、人数按分をされている法人もあります。ですから一概に業務委託をしている金額が、法人全体の中で赤字になっているのか黒字になっているのかというのはなかなか見えにくい状況になっていると認識しております。

委託料を返還していただくケースというのは、基本的に業務委託というのはこちらから仕様書を提出して、想定している事業を全てやっていただいたら、黒字になろうが赤字になろうが、返還金は一切生じないのが通常なのですが、地域包括支援センターに関しましては、特に今までのケースで大きかったのは、地域包括支援センターの中に1人、3カ月か4カ月、完全に抜けた状態があった場合もありましたので、そういうときには仕様書の内容とは違っているということで、その間の分をお返しいただくというケースが多いのではないかと思います。

(石川会長)

法人が違うため、その法人別に会計があるので、解釈の仕方も少し変わってきますよね。

(事務局 宮本)

法人会計の中で、地域包括支援センターだけを切り出すということが難しい作業だと思います。芦屋市としては、地域包括支援センターが公正に業務をしているということを示したいということで、当初からこれを公開していくという状態になっています。

(石川会長)

赤字が出ているところを市民は見るわけですね。これはどうしているんだという話になりますよね。これって市民感覚的にいうと、えっ、どういうことなのってなりますよね。

そしたら片一方は法人でカバーされていると、それっていいのかというのは率直なところだと思います。そこがやはり行政のお金の使い方の難しいところだと思いますが、今後もう少し検討していく必要があると思います。表し方とか示し方とか解釈の仕方については慎重になったほうがいいのではないかと思います。市民からクレームが出たときにどう答えるかという問題も出てくる可能性もなくはないですね。

(寺本委員)

これまで何回か費目についても組み替えをしてきたりとか調整をしてきたりとか繰り返してきたんですけども、現状この姿になってしまっているのので、今後、総合事業の絡みもありますので、もう少し中身について、各法人とも協議をしていこうと思います。

2 平成27年度地域包括支援センターの活動目標と成果について

「平成27年度の活動目標と成果(資料3)」について、各地域包括支援センターより説明。

(石川会長)

それでは議論を行います。何か御質問、御意見などはありますでしょうか。

(加納委員)

資料にいくら理想的なことを書かれても、地域で活動するというかそれが根づいた活動にするには、民生児童委員や福祉推進委員がいてこそ全てが活動できるのだといつも私は思っております。認知症などいろいろな複合的な課題を持った方たちも多くなっておりまして、そういう方の相談を民生委員は随分件数を持っているんです。そういう方が日中、

地域のトラブルを起こしたら、行政なり地域包括支援センターに連絡して対応につながることはできるのですが、土曜日、日曜日とか夜中、特に夜の徘徊が多いんですけれども、そういうときにそれぞれの民生委員はとても振り回されます。警察からも呼び出しがあるし、地域の方も「民生委員さん、あの人こんなになってるけど放っておいていいの。」というお声は、すぐかかってくるんですね。そうすると私のほうに直に「どうしましょう。」と判断を仰がれます。地域の民生委員が困るというようなことがだんだん多くなってきています。そのときに私は、「地域包括支援センターに連絡したの、してないの、しなさい」ということしか言えないんですよ。あるケースでは、ケアマネジャーさんはどなたで地域包括支援センターはどこかということがはっきりわかっているんです。このケースではこの人には誰がついてどこの事業者が関わっているのかと。でもなかなか対応してくれない。「これ1年同じことを聞いていますよ」とか、「それをお守りするのには民生委員でしょう」とか、「その苦勞を地域包括支援センターはわかっているの」と言ったこともあります。これ毎度の繰り返しなんです。手帳を持っている人、障がい者手帳、そして高齢者の介護、両親の介護認定を持っている人は制度につながっている人だから、これはケアマネジャーがついているとか地域包括支援センターも知っているんですが、地域の中では制度外の高齢者が随分多いんです。その制度外のすれすれの方たちを地域包括支援センターは知っているのかというケースが、私たち民生委員にはとても悩みのケースになってきています。でもここにはそれが出ていない。だから絶えずその問題で、何年も繰り返しているのが私自身の悩みです。

(石川会長)

それが多分これからの総合事業の考えになってくると思います。

(安宅委員)

最後のページで、27年度から新たに配置された認知症地域支援推進委員とはどういうものなのか、教えていただけますか。

(事務局 小林)

認知症地域支援推進委員は認知症施策の一つとして芦屋市でも平成27年度から各地域包括支援センターに1名ずつ配置しています。

(安宅委員)

1名だけなんです。

(事務局 小林)

各センターに1名です。配置目的は、認知症の方に効果的な支援をするために、医療機関、介護サービスや地域の支援機関につなぐコーディネーター的な役割をすることです。

また、認知症のことを少しでも地域住民の方に知っていただくために啓発活動をするということを目的に配置しています。昨年度は、認知症予防のためのイベントを開催しました。

(石川会長)

認知症サポーターも含めてそういう仕組みを今、作っているところですね。それで四つの圏域に1人置いて何をやるの、認知症の方は何人いるのという話になりますよね。やはりそれがサポーターも含めて、一般住民の方も含めて、だんだん意識を高く持ってきて、民生委員の方がされているような働きを、もっと住民にしてもらいたいというのが多分国の意向ではあると思います。自助・互助・共助・公助とか言われていますけれども、その辺がまだまだ企画レベルなので、これが実際に地域に根をおろしていくのが難しいので、地域になかなか結びつかない。どこの地域も皆さん苦勞されている。そういった取り組みは始まったばかりなので、ちょっと様子を見ないと何とも言えないということはあると思います。

3 平成28年度地域包括支援センターの予算及び活動計画について

(1)「平成28年度の活動計画(資料4)」について、各地域包括支援センターより説明。

(石川会長)

何か御質問、御意見ございますでしょうか。

(協委員)

「権利擁護」の「消費者被害の対応」というところで、東山手のほうでは「定期的に啓発活動をしていきたい」とあるんですが、権利擁護支援センターには、消費者被害の相談って余りないんです。地域包括支援センターでは、そういった相談があがってきているのかということと、もしそういった啓発活動を地域包括支援センターで行うのであれば、ぜひ権利擁護支援センターと協働して行っていただきたいと思います。

(東山手高齢者生活支援センター)

これを挙げさせてもらったのは、私たちのほうに、消費者被害ということで相談に来られたケースが実はなくて、それでおかしいなと思っていまして、あっても不思議はないのにと疑問を感じるころではあるので、その辺の調査といいますか、実態がどうなっているのかということから把握していきたいと考えましたので、このように挙げさせてもらいました。

(西山手高齢者生活支援センター)

こちらでは割と多くて、ケアマネジャーが対応しているケースで、認知症状態として、証券会社からの通知が急に増えて、電話もかかってくるので、出るけれども予算がよくわからずにやっている人が年に数件あります。相談に至っていないのは、家族が対応されて、カードの限度額を下げるとかということは、こちらから情報提供で詐欺に遭わないということを見せてもらったし、家族が証券会社に対応したりで、どうにかそこで収まっているケースが多いです。クーリングオフについては消費者センターのほうに家族さんと一緒にご相談に行っていたことが多いため、大きく被害にならなかつたり、適切に成年後見の御利用を家族が勧めることで、被害が増えていないのだと思います。

(石川会長)

どの地域でも起こっていることだと思うので、多分、ネットワークを張っていないとどこまで被害にあっているのかはわからないですね。家族の中だけで進んでいる場合もありますしね。

(長澤委員)

認知症のひとり身であれば、恐らく消費者被害にほぼ確実にあっていると思います。

(2)「平成28年度予算書(資料5)」について、事務局より説明。

(西村委員)

委託対象外の赤字について、これを減らすために、他の居宅介護事業所にプラン作成を委託することはできないのでしょうか。

(事務局 小林)

先ほどの資料1「27年度活動状況報告書」の4ページに、介護予防プラン作成件数を掲載しています。約3割程度を別の居宅介護支援事業所に委託しています。

(西村委員)

3割程度委託しても、赤字がこれぐらい出ていたということですね。赤字が多いのだから、それだったらもっと委託したらマイナスは減るのかなと思ったのですが、そういうものではないのですか。

(事務局 宮本)

確かに委託すると件数を減らすことはできますけれども、地域包括支援センター自身は

その委託も含めたその地域の介護予防のケアプランを、やはり自身が点検をしていく、また国保に請求していくという、いろいろな事務的な業務もございますので、やはり要支援者の方が増え続ける現状では、ある程度の人件費も含めた経費はかかるものだと思います。

それが今後、総合事業に転換することによってどうなっていくかということは、これから私どもも研究していかないといけないことだと思います。

(石川会長)

今、おっしゃったような単純な疑問っていろいろあると思うんですね。市民感覚がすごく重要だと思いますので、どんどん意見をおっしゃっていただければと思います。この決算と予算はワンセットなんですね。これ両方を変えないと、先ほど決算のほうで言うことがまた同じことの繰り返しになりますので。次年度から記載方法を変えるかどうかという検討はいただいたほうがいいと思います。事業所によって違うところをどうするかとあわせて、ご検討いただければと思います。

4 その他

(石川会長)

事務局のほうから何かございますでしょうか。

(事務局 宮本)

一通り議題につきましては、会長初め皆様のご協力により進行が進みまして、活発なご協議ありがとうございました。今、いただきました資料の見方、あるいは考え方、そして数のカウントの仕方ですとか、ご指摘いただいた分につきましては、次回の運営協議会でまた改めてまいりますので、次回、よろしく願いいたします。

第2回目の運営協議会は、平成28年度の上半期の状況報告ということで、協議をしていただく予定でございます。時期は11月ごろを予定していますが、また日程等は調整の上、皆様にご案内をさせていただきたいと思います。事務局からは以上です。

(石川会長)

それでは長時間、ありがとうございました。ほかに連絡等がないようでしたら、第1回地域包括支援センター運営協議会をここで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

閉会